

福祉団体バス借上補助事業の手引き



『福祉団体バス借上補助事業』とは

市内の社会福祉団体等が、社会福祉に関する活動実施時に借り上げるバス等の費用の一部を補助することで、地域福祉の向上を目指すものです。

※申請額が補助予算額に達した時点で補助事業は終了となります。あらかじめご了承ください。

1. 補助対象団体

補助金の交付対象は、市内の社会福祉団体・地域福祉活動団体に限ります。



【Ⅰ】社会福祉団体

団体番号	団体名
1	甲賀市社会福祉協議会
2	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会及び地区民生委員児童委員協議会
3	甲賀市遺族会及び各町遺族会
4	甲賀市身体障害者更生会及び各町身体障害者更生会
5	甲賀市更生保護女性会及び各町更生保護女性会
6	甲賀市保護司会
7	甲賀市ひとり親家庭福祉の会
8	甲賀市手をつなぐ育成会
9	甲賀市地区赤十字奉仕団及び各町赤十字奉仕団
10	甲賀市視覚障害者福祉協会
11	甲賀市聴覚障害者福祉協会

【Ⅱ】地域福祉活動団体（※1団体につき年間1台まで利用可能です）

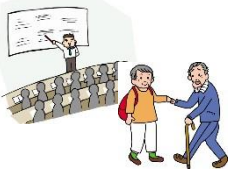
団体番号	団体名
12	①ご近所福祉活動助成対象団体（サロン、ミニサークル、おたっしゃ広場等） ②ボランティアグループ活動助成団体（広域サロン） ③地域子ども食堂活動助成対象団体（子ども食堂） ④単位老人クラブ

※①②③は、それぞれ甲賀市社会福祉協議会から該当する助成を受けている団体です。

※④は、甲賀市老人クラブ活動補助金を受けている団体です。



2. 補助要件など

項目	要件など
対象団体	市内の社会福祉団体および地域福祉活動団体です。 ※詳細は1ページ参照
バス使用の目的	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議、研修会、視察、大会等の事業実施または参加 <u>※ 観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合は、当事業対象外となりますのでご注意ください。</u> ✓ 外出機会の少ない障害者や高齢者などの交流・社会参加の事業を実施するため
乗車人数	10名以上（当日のバス乗車人数）
交付回数	（Ⅰ）社会福祉団体（事業計画に示された回数） （Ⅱ）地域福祉活動団体（※1年度に1回まで）
使用バス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間の貸し切りバスを直接借り上げてください。 ✓ 乗車人数により限度額が異なりますのでご注意ください。
補助の対象となる借上料	補助対象の借上料は、バス等の借り上げにかかる費用のみです。（消費税は含まれます。） <u>※通行料、駐車料、ガイド料、燃料代は含まれません。</u> なお、バス借上料のうち、当補助金以外の経費は自己財源で負担してください。

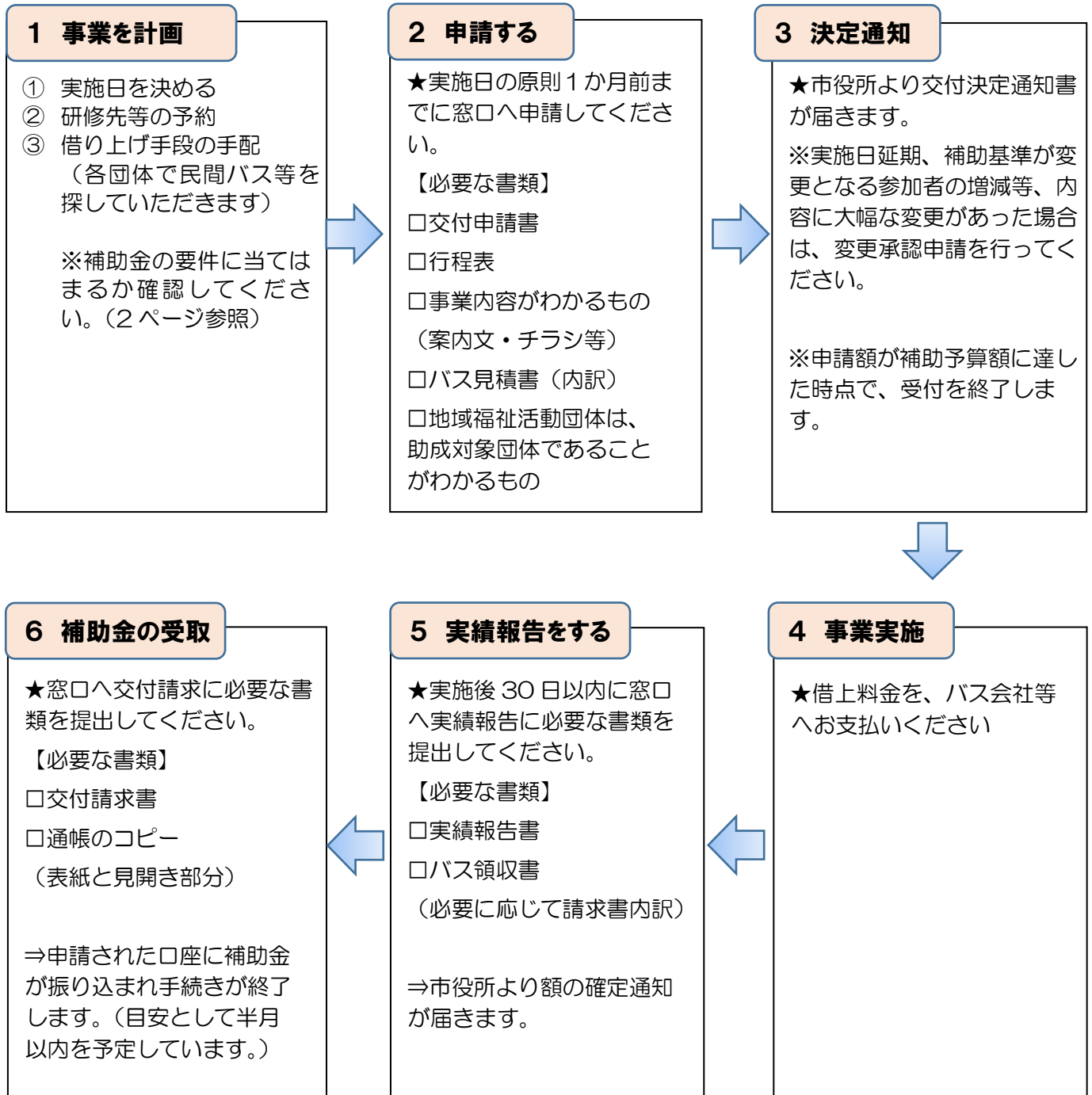
3. 補助金額

使用の条件等	参加人数・バス種類	補助限度額			
		1台目		2台目以降	
Ⅰ 社会福祉団体	参加人数 29 名以上かつ大型バスを使用	R8	120,000 円	R8	120,000 円
	参加人数 10 名～28 名または中型・マイクロバスを使用	R8	90,000 円	R8	90,000 円
Ⅱ 地域福祉活動団体	参加人数 29 名以上かつ大型バスを使用	R8	120,000 円	—	—
		R9	80,000 円		
		R10	40,000 円		
	参加人数 10 名～28 名または中型・マイクロバスを使用	R8	90,000 円		
		R9	60,000 円		
		R10	30,000 円		

※補助金額は、補助対象のバス借り上げ料と補助限度額のいずれか少ない方の額となります。

※申請額が補助予算額に達した時点で、補助事業は終了となります。

4. 利用までの流れ



※ 受付窓口(地域共生社会推進課)の連絡先は、7ページ参照

福祉団体バス借上補助事業 Q & A (令和 8 年現在)



1 事業全体について

Q1. どのような団体が使えるのですか？

A. 市が活動を把握している市内の社会福祉団体及び地域福祉活動団体がご利用いただけます。

※ 上記以外の任意団体や同窓会等での利用はできません。

※ 補助対象団体一覧は1ページに記載しています。

※ 団体番号12に該当する団体は、該当する助成・補助を受けていることが条件です。

Q2. 何人が利用する場合に申請できますか？

A. 実施当日にバス等に乗車する団体の人数が「10名以上」の場合に申請できます。

Q3. 何台まで利用できますか？

A. 地域福祉活動団体は1年度に1台を限度として、ご利用いただけます。

また、社会福祉団体は事業計画に示された台(回)数まで利用できます。

Q4. 人数が少ないので、隣のサロンと合同利用したいのですが、申請者を変えれば年2回利用可能ですか？

A. 地域福祉活動団体は1団体1回までとなっており、今回の場合、それぞれのサロンの利用を1回と数えるため、異なる申請者でも2回目は対象とはなりません。

Q5. レンタカーのマイクロバスでも申請できますか？

A. 団体に運転手の手配ができる場合は、レンタカーで申請することも可能です。

但し、レンタル基本料金のみが補助対象で、運転手謝礼金や燃料代等は対象外です。

Q6. 車いすの方が利用される場合は、どのような方法がありますか？

A. 「リフト付バス」や社会福祉法人が所有する「リフト車」を併用する方法があります。



Q7. 宿泊を伴う研修等の場合も補助の対象になりますか？

A. 補助の対象になりません。できる限り公共交通機関をご利用ください。

Q8. 補助金の対象となる経費は何ですか？

A. バス借上料金・レンタカーのレンタル基本料金のみが対象です。(消費税含む。)

※ 通行料、駐車料、ガイド料、運転手謝礼金、保険料、事務取扱手数料、燃料代(レンタカーの場合)、キャンセル料等は、補助の対象外ですのでご注意ください。

Q9. バス等で事故があった場合の補償はありますか？

A. 万一、交通事故等が発生した場合、市では責任を負うことはできませんので、保険などに加入されることをお勧めします。

Q10. 参加者が10人未満となる場合は、補助の対象となりますか？

A. 補助の対象とはなりません。社会福祉法人が所有する地域福祉車両を借りる方法があります。

Q11. ゆったり座りたいので15人でも大型バスを借りていいですか？

A. 大型バスをご利用いただいても構いませんが、この場合は「参加人数10名～28名または中型・マイクロバスを使用」の補助限度額となります。

Q12. 行楽シーズンで手配できたバスが大型バス・リフト付きバスしか手配できなかった場合の補助額はいくらですか？

A. 大型バスしか手配できなかった場合でも、29名以上でない場合は「参加人数10名～28名または中型・マイクロバスを使用」の補助限度額となります。

Q13. 大型バス1台で行ける人数ですが、密を避けるために中型バスを2台借りてよいですか？

A. 中型バスを借りていただいても良いですが、この場合は、「参加人数10名～28名または中型・マイクロバスを使用」の1台分の補助限度額となります。

Q14. 地域福祉活動団体です。16人で外出を計画しましたが、バスが手配できませんでした。レンタカー2台の場合2台とも対象になりますか？

A. レンタカーの場合は2台とも対象になりますが、補助上限額は1台分となります。

2 補助金を申請する

Q1. いつまでに申請すればいいですか？

- A. 実施日の原則1か月までに、市役所窓口で申請してください。
期限を超過している場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。



Q2. 行程表などは、旅行会社などが作ったものでもいいですか？

- A. 行き先等の実施目的がわかれば、旅行会社で作成したものでも構いません。

Q3. バスの見積書は、他の費用が含まれたものでもいいですか？

- A. 内訳明細等にバス料金以外の金額が明記していれば、構いません。実績報告時と同様です。

Q4. バスの見積書は、コピーでもいいですか？

- A. コピーでも問題ありません。ただし、社印等が押されているものである必要があります。

3 交付決定通知書を受け取る

Q1. 交付決定通知書は、いつ頃もらえるのですか？

- A. 申請書受付後1週間程度をめぐりに通知（郵送等）します。

Q2. 申請すれば必ず補助金がもらえるのですか？

- A. 補助基準に適合しない場合は、補助金のお支払いはできませんのでご了承ください。

Q3. 申請様式は、どこでもらえますか？

- A. 市役所窓口で配布しています。市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

4 事業を実施する

Q1. バス代金の支払いのため、先に補助金を受け取ることはできますか？

- A. 本補助金は概算払いを行っていません。実施後の支払いのみとなります。

Q2. 台風等の天災で中止または一部変更する場合、どうすればいいですか？

- A. 台風等の天災や当日参加者の減少による中止になった場合、また日程変更や行程の変更で補助金額が変わる場合は、市役所窓口で変更承認申請を行ってください。

5 補助金を請求する

Q1. いつ・どこへ補助金請求の申請をすればいいですか？

A. 実施後 30 日以内に市役所窓口（担当課）で実績報告を行い、補助金請求の申請をしてください。

Q2. バスキャンセル時のキャンセル料は、請求することができますか？

A. バス事業を実施するための補助ですので、キャンセル料は請求できません。

Q3. 領収書に全体の金額しか記載されていない場合、どうすればいいですか？

A. バスのみの金額が分かるよう、領収書のコピーとともに請求書や請求内訳などのコピーを添付してください。銀行等の振込明細書の場合も同様に内訳がわかる資料が必要です。

Q4. ゆうちょ銀行でも、振り込んでもらえますか？

A. ゆうちょ銀行の場合も振り込みができます。口座番号（通帳見開き下部に記載の 7 桁）の記載誤りにご注意ください。

Q5. 振込用口座がない場合は、現金で受け取ることもできますか。

A. 現金での支払いはできません。振込用口座をご準備ください。申請者と口座名義が異なる場合は委任状を提出してください。

5 その他

- ・ 正当な理由がなく申請書記載のとおり実施されていないことが判明した場合や不正行為があった場合には、補助金を返還していただくほか、次回以降の利用を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 申請額が補助予算額に達した時点で、補助事業は終了となります。あらかじめご了承ください。

～福祉団体バス借上補助事業に関する問合せ～

【事業全般にかかる問合せ・提出先】

平日 9：00～16：45（年末年始除く）

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

健康福祉部 地域共生社会推進課

TEL：69-2157 FAX：63-4085